

宿泊約款

第 1 条(適用範囲)

- 1 Second House sch-sch/ホッポッタが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとします。
- 2 Second House sch-sch/ホッポッタが法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第 2 条(宿泊契約の申込み)

- 1 Second House sch-sch/ホッポッタに宿泊契約の申込みをするときは、次の事項を貸別荘に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日および到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として当ウェブサイトの料金表による）
 - (4) その他 Second House sch-sch/ホッポッタが必要と認める事項
- 2 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、Second House sch-sch/ホッポッタはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第 3 条(宿泊契約の成立等)

- 1 宿泊契約は、Second House sch-sch/ホッポッタが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、Second House sch-sch/ホッポッタが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を Second House sch-sch/ホッポッタが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 第 2 項の宿泊料金を同項の規定により Second House sch-sch/ホッポッタが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、Second House sch-sch/ホッポッタがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第 4 条(宿泊契約締結の拒否)

- 1 Second House sch-sch/ホッポッタは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室により貸別荘の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が度重なる予約およびキャンセル行為を繰り返し、宿泊の意思がないと判断したとき。

(5) 宿泊しようとする者が、次の①～⑧に該当すると認められるとき。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
- ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
- ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- ④ 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で他の別荘地利用者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- ⑤ 宿泊しようとする者が、身体又は衣服等が著しく不潔であるために、施設や施設備品の汚損により他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- ⑥ 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- ⑦ 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- ⑧ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第 5 条(宿泊客の契約解除権)

- 1 宿泊客は、Second House sch-sch/ホッポッタに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 Second House sch-sch/ホッポッタは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により Second House sch-sch/ホッポッタが宿泊料金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、当ウェブサイトのキャンセル料、もしくは宿泊予約サイトにおいて定めるキャンセル料により、キャンセル料を申し受けます。
- 3 Second House sch-sch/ホッポッタは、宿泊客が連絡をせずに宿泊しなかった場合には、その宿泊契約は宿泊客により解除（無断不泊）されたものとみなし各種処理することがあります。

第 6 条(当貸別荘の契約解除権)

- 1 Second House sch-sch/ホッポッタは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次の①～③に該当すると認められるとき。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ② 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ③ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
 - (3) 宿泊客が、泥酔し、又は言動が著しく異常で他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊客が、身体又は衣服等が著しく不潔であるために、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
 - (5) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

- (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 室内、寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他 Second House sch-sch/ホッポッタが定める利用規約の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

第 7 条(宿泊の登録)

- 1 宿泊客は、宿泊予約時、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号、旅券の呈示及びコピー
 - (3) その他 Second House sch-sch/ホッポッタが必要と認める事項

第 8 条(貸別荘の使用時間)

- 1 宿泊客が Second House sch-sch/ホッポッタを使用できる時間は、午後 3時から翌々日午前 10時までを基本とします。ただし、さらに連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第 9 条(利用規則の遵守)

- 1 宿泊客は、Second House sch-sch/ホッポッタ内においては、別記に定めた利用規約に従っていただきます。必ずご確認ください。

第 10 条(料金の支払い)

- 1 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、当ウェブサイトの料金表または宿泊予約サイトの予約ページに掲げるところによります。
- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、Second House sch-sch/ホッポッタが指定した日までにクレジットカード払い（または宿泊予約サイトの代理徴収）、指定銀行口座への振り込み、またはこれに代わり得る方法により、支払いを行っていただきます。
- 3 Second House sch-sch/ホッポッタが宿泊客に貸別荘を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 11 条(当貸別荘の責任)

- 1 Second House sch-sch/ホッポッタは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが Second House sch-sch/ホッポッタの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第 12 条(契約した貸別荘の提供ができないときの取扱い)

- 1 Second House sch-sch/ホッポッタは、宿泊客に契約した貸別荘を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の貸別荘をあっ旋するものとします。

- 2 Second House sch-sch/ホッポッタは、前項の規定にもかかわらず他の貸別荘のあつ旋ができないときは、違約金相当額の賠償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、貸別荘が提供できないことについて、Second House sch-sch/ホッポッタ責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 13 条(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

- 1 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が Second House sch-sch/ホッポッタに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、可能な限り早急に当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後処分いたします。また、飲食物や使い捨ての道具につきましては、当日処分いたします。

第 14 条(駐車場の責任)

- 1 宿泊客が Second House sch-sch/ホッポッタの駐車場をご利用になる場合、Second House sch-sch/ホッポッタは場所をお貸しするものであって車両の管理責任まで負うものではありません。

第 15 条(宿泊客の責任)

- 1 宿泊客の故意又は過失により Second House sch-sch/ホッポッタが損害を被ったときは、当該宿泊客は Second House sch-sch/ホッポッタに対しその損害を賠償していただきます。

制定 2023年7月1日

Second House sch-sch (スクスク) /ホッポッタ